

お知らせ

みんな地球家族

男と女のパートナーフォーラム（男女共同参画啓発講演会）

～わかちあう仕事も家庭も喜びも～

男女格差の少ない国・地域ランキングにおいて、常にアジアの上位に位置するスリランカから見る男女共同参画社会づくりの背景から、日本社会で取り払われるべき3つの壁について講演いただきます。



講師 J.A.T.D.にしゃんたさん
（羽衣国際大学准教授・社会人落語家）

スリランカ出身。高校時代に日本へ留学。立命館大学を卒業後、大学院へと進み、経済学博士号を取得。平成17年には日本国籍を取得し、現在は大学で教鞭をとる傍ら、テレビに出演するなど多方面で活躍中！

とき

12月16日（日）

13：30～ 男女共同参画推進標語表彰式
14：00～ にしゃんたさん 講演会
（講演60分＋落語30分）

ところ

長浜市民交流センター（地福寺町）

★ 入場無料 （要申込／定員180人 先着順）
★ 託児無料 （要申込／生後6か月～就学前）
★ 手話通訳 ・ 要約筆記あり

【申込方法】

①郵便番号・住所②氏名③電話番号④参加人数⑤託児を希望される人は、お子さんの名前と年齢を、電話・FAX・Eメールのいずれかで、下記までお知らせください。

問 申 人権施策推進課（☎65-6560 FAX64-0396
Eメールjinken@city.nagahama.lg.jp）



10月14日（日）～21日（日）

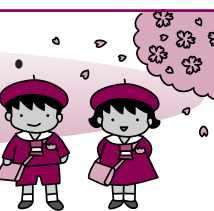
男女共同参画社会をめざす「パートナーしがの強調週間」
～ あなたがいる わたしがいる 未来がある ～



この週を機に、家庭で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を築く一歩を、あなたも踏み出してみませんか。実現には、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

問 申 人権施策推進課（☎65-6560）

平成25年度の「保育園」・「認定こども園（長時部・短時部）」
「幼稚園」入園、「放課後児童クラブ」通所の受付を開始します。



【受付期間】10月16日（火）～24日（水）

※詳しくは広報ながはま9月1日号6、7頁をご覧ください。

問 ☆保育園・幼稚園・認定こども園（長時部・短時部）については…
幼児課（☎74-3704）、北部振興局・各支所福祉生活課、各保育園・幼稚園・認定こども園
☆放課後児童クラブについては…
子育て支援課（☎65-6514）、北部振興局・各支所福祉生活課

お知らせ

『訪問理美容サービス』をご利用ください

在宅で生活しているしょうがいのある人や、寝たきり等の高齢者の皆さんに自宅訪問による理美容サービスを実施します。



しょうがいのある人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当することが必要です。

1. 平成24年4月1日から9月30日の間に3か月以上、在宅で生活をしている人
2. 平成23年分の所得税が非課税の世帯
3. 平成24年10月1日現在で、下記のいずれかの手帳を持っている人
 - ①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい）1、2級
 - ②療育手帳A1、A2
 - ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
4. 次の世帯のいずれかに該当する人
 - ①しょうがいのある人のみの世帯
 - ②しょうがいのある人と同居している人のすべてが65歳以上の
5. 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

問 申 しょうがい福祉課〈東別館1階〉（☎65-6518）北部振興局・各支所福祉生活課

要介護認定を受けている人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当することが必要です。

1. 平成24年10月1日現在で、介護保険法による要介護4または5の認定を受けている人（64歳以下の人は同居している人すべてが65歳以上またはしょうがいのある人の場合に対象となります。）
2. 平成24年4月1日から9月30日の間に3か月以上在宅で生活をしている人
3. 平成23年分の所得税が非課税の世帯
4. 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

問 申 高齢福祉介護課〈東別館1階〉（☎65-7789）北部振興局・各支所福祉生活課

<共通事項>

【自己負担額】利用料の1割（450円）

【受付期間】10月1日（月）～15日（月）

※平日（8時30分～17時15分）のみ

衛生材料支給事業の申請の受付を開始します

寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に気持ちよくすごしていただけるよう、紙おむつ・おむつカバー・おむつパッドと交換できる支給券を交付します。

【サービスが受けられる人】

平成24年10月1日現在で次のすべての条件に該当することが必要です。

1. 次のいずれかに当てはまる人
 - ア 要介護3、4、5の認定を受けている人
 - イ 身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級の交付を受けている人（3歳以上）
 - ウ 療育手帳A1またはA2の交付を受けている人（3歳以上）
2. 申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしている人
3. 常時おむつが必要で、現に使用している人
4. 平成23年分の所得税が非課税の世帯に属する人
5. 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

注）施設に入所している人や、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人は除きます。

【支給内容】

27,000円相当（平成24年10月から平成25年3月分）の支給券を交付します。ただし、65歳未満のしょうがい者で、平成23年度に1年分の給付を受けている人は、13,500円相当（平成25年1月から3月分）

【受付期間】

10月1日（月）～10月15日（月）

※平日（8時30分～17時15分）のみ

今後、新たに対象となった場合は、随時申請を受付けます。

問 申 要介護認定を受けている人…
高齢福祉介護課（☎65-7789）
しょうがいのある人…
しょうがい福祉課（☎65-6518）
北部振興局・各支所福祉生活課

